

「神奈川県手話言語条例」の一部改正の概要について (取りまとめイメージ)

(1) 経緯

県では、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、手話の普及等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策を推進するための基本的事項を定めた「神奈川県手話言語条例」（以下「条例」という。）を平成28年4月に施行した。

条例について「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく見直し作業を行ったところ、手話の普及推進への取組をより進めるため、改正を検討する必要があるという結果であった。

また、関連条例として、令和4年10月には、障害者が自らの望む暮らしを実現することができ、誰もが喜びを実感することができる地域共生社会の実現を目的として「当事者目線の障害福祉推進条例」が制定された。

これらを踏まえ、次のとおり改正を検討する。

(2) 改正の方向性

ア 手話を必要とするろう者の手話の習得の位置付けについて

ろう者自身による意思決定や社会参加の観点から、ろう者自身が手話を習得することの重要性に鑑み、手話を必要とする当事者が手話を習得できることや手話が受け継がれることの必要性について改正条例に反映する。

イ 盲ろう者について

社会通念上、また、国の障害施策等の体系においても、ろう者と盲ろう者は別であるとの考え方を踏まえ、条例において盲ろう者について位置づけを行う。

ウ 当事者目線の障害福祉推進条例制定等を踏まえた文言の整理

当事者目線の障害福祉推進条例の制定等を踏まえ、手話の普及にあたり、県の施策立案に関する市町村への支援や当事者の参加、また、

ろう者とろう者を支える手話を使用する方々（手話通訳等）との協力の重要性に鑑み、関連規程及び文言の整理を行う。

(3) **今後のスケジュール**

令和5年3月 第1回県議会定例会に条例改正議案を提出